第10章　その他必要的記載事項
会社更生法167条１項６号に定める事項は存在しない。
会社更生法167条１項７号の知れている開始後債権としては、株式会社あおぞら銀行の社債の管理事務に係る費用償還請求権及び期中管理手数料請求権（債権額はいずれも額未定）がある。
これらはいずれも、裁判所の許可を得た場合には共益債権になる。
別表１から30まで添付省略
東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ミ）第２号
秋田市雄和石田字山田89番地２
更生会社　秋田エルピーダメモリ株式会社
１　決定年月日　平成25年２月28日
２　主文　本件更生計画を認可する。
３　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。
４　更生計画の要旨
第１章　更生計画立案までの経緯（省略）
第２章　更生計画の基本方針（省略）
第３章　更生債権等に関する権利の変更と弁済・納付方法
第１節　定義規定
本更生計画においては、会社更生法２条に定めるほか、以下のとおり用語を定義する。
１　一般更生債権
優先権がない更生債権。
２　延滞金等
租税等の請求権にかかる、延滞税、利子税及び延滞金。
３　元本等一般更生債権
一般更生債権のうち、元本及び本更生手続開始決定日の前日までの利息及び損害金。
４　開始後利息及び遅延損害金
更生手続開始決定日以後に発生した利息及び遅延損害金。
５　第１回分割弁済日
第８章に基づく減増資から３か月以内の日であって、管財人が裁判所の許可を得て定めた日。
６　第２回分割弁済日～第７回分割弁済日
第１回分割弁済日の翌年（ただし、第１回分割弁済日が平成24年に到来した場合には、平成26年とする。）から６年後までの各年の12月の最終営業日（例：第１回分割弁済日が平成25年７月である場合、第２回分割弁済日は、平成26年12月の最終営業日となる。）。
７　第１回分割弁済～第７回分割弁済
第１回分割弁済日から第７回分割弁済日までの各分割弁済日に、それぞれなされる本更生計画に基づく更生債権等の弁済（例：第３回分割弁済日になされる本更生計画に基づく弁済は第３回分割弁済となる。）。
第２節　更生担保権
第１　リースに関する更生担保権
１　確定更生担保権
リース債権に関する確定更生担保権の債権者、債権額、及び詳細は、「更生担保権弁済計画表（リース債権）」（別表６－１）記載のとおりである。
確定更生担保権額　1699万5447円
件数　４件
２　権利の変更及び弁済方法
「更生担保権弁済計画表（リース債権）」（別表６－１）記載の確定更生担保権については、第１回分割弁済日に確定更生担保権　全額を弁済する。
第２　動産先取特権に関する更生担保権
１　確定更生担保権
確定した動産先取特権に関する確定更生担保権の債権者、債権額の概要、及び詳細は、「更生担保権弁済計画表（動産先取特権）」（別表６－２）記載のとおりである。
確定更生担保権額　177万7550円
件数　１件
２　権利の変更及び弁済方法
「更生担保権弁済計画表（動産先取特権）」（別表６－２）記載の確定更生担保権については、第１回分割弁済日に確定更生担保権全額を弁済する。
第３節　優先的更生債権
第１　租税等の請求権
１　届出債権
租税等の請求権者数及び租税等の請求権の額の詳細は「優先的更生債権納付・弁済計画表（公租公課）」（別表７－１）記載のとおりである。
合計債権額
３億9439万4265円及び額未定
件数　28件
２　権利の変更及び納付・弁済方法
⑴　権利の変更
ア　「優先的更生債権納付・弁済計画表（公租公課）」（別表７－１）記載の債権のうち、更生手続開始決定日から１年を経過する日（その日までに更生計画認可決定があるときは、その決定の日）までの間に生じる延滞金等は、徴収する権限を有する者の意見を聴き、全額の免除を受ける。
イ　更生手続開始決定日から１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定日の前日までの延滞金等は、徴収する権限を有する者の同意を得て、全額の免除を受ける。
ウ　更生計画認可決定日以降、完納に至るまでの間に生じる延滞金等は、徴収する権限を有する者の意見を聴き、全額の免除を受ける。
エ　前述ア及びイは更生計画認可決定確定日に、ウについては完納日に免除を受ける。ただし、イについて徴収する権限を有する者の同意を更生計画認可決定確定日以後に得た場合は、当該同意を得た日に免除を受ける。
⑵　納付・弁済方法
前述⑴による免除後の金額は、第１回分割弁済日に一括納付・弁済する。
第２　労働債権
１　確定更生債権
退職一時金に関する確定更生債権の債権者数、債権額及び詳細は、「優先的更生債権弁済計画表（労働債権）」（別表７－２）記載のとおりである。
確定更生債権額　1175万5333円
件数　２件
２　権利の変更及び弁済方法
「優先的更生債権弁済計画表（労働債権）」（別表７－２）記載の確定優先的更生債権全額を、第１回分割弁済日に一括弁済する。
開始後の利息及び遅延損害金がある場合は、更生計画認可決定確定日にその全額の免除を受ける。
本更生計画案提出後、更生計画認可決定日の前日までの間に退職した従業員の退職一時金に関する確定更生債権について、会社更生法140条２項の規定に基づく届出がなされ、当該債権が確定したときも同様とする。
第４節　一般更生債権
第１　確定一般更生債権（後述第２及び第３を除く）
１　確定更生債権
確定一般更生債権の債権者数、債権額及び詳細は、「一般更生債権弁済計画表」（別表８－１）記載のとおりである。
確定更生債権額
58億0157万3504円及び額未定
件数　132件
２　権利の変更
「一般更生債権弁済計画表」（別表８－１）記載の確定一般更生債権については、更生計画認可決定確定日に、当該確定一般更生債権（後述する開始後利息及び遅延損害金を除く）のうち81％につき免除を受ける。
開始後利息及び遅延損害金は、更生計画認可決定確定日にその全額の免除を受ける。
３　弁済の方法
「一般更生債権弁済計画表」（別表８－１）記載の確定一般更生債権に対する弁済は、免除後の確定一般更生債権額を第１回分割弁済日から第７回分割弁済日に７分の１ずつに分割して弁済する（免除後の確定更生債権額を７分の１ずつに分割した額が１円未満の端数を生じる場合には、１円未満の端数を切り上げて弁済し、最終回で調整をする。）。